

古河市クーリングシェルター募集要項

(目的)

- 1 令和6年4月に施行された「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」を受け、古河市内に設置する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を民間事業所に拡大することで、もって古河市民の熱中症予防に資することを目的とする。

(実施内容)

- 2 古河市がクーリングシェルターに指定した施設は、次の事項を実施する。
 - (1) 店舗等の営業時間を目安に、暑さをしのぐ休憩施設として一般に開放する。
 - (2) 各施設の休憩所付近等、利用者が見やすい場所に、市が貸与するクーリングシェルターである旨を表示したのぼり旗等を掲示する。
 - (3) 休憩用の椅子等を設置する。
 - (4) 冷房設備を有し、これを適切に管理、運用し、休憩場所での快適な室温を保つ。

(応募要件)

- 3 施設は、クーリングシェルターに応募するために、次の要件を備える。
 - (1) 「2 実施内容」を全て履行できること。
 - (2) 市内の民間施設であること。
 - (3) 市とクーリングシェルター指定に関する協定を締結し、施設の名称、所在地、開放日及び時間、受入可能人数等の公表に同意できること。
 - (4) クーリングシェルターの開放にあたって、必要な経費（電気代等）の自己負担に同意できること。

(施設の運用期間)

- 4 運用期間は、例年の6月1日から9月30日までを基本とし、市又は事業所等からの申入れ等により、これを延伸できることとする。なお、次年度以降は、協定を解除する旨の申入れがない場合には、自動で更新する。

(応募期間及び募集方法)

- 5 次の方法により募集する。
 - (1) 募集受付は、随時行う。
 - (2) 応募方法は、申込書に必要事項を記入の上、下記担当に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により行う。
 - (3) 応募を受付けした後に、市が要件等を審査し、結果を通知又は連絡する。

担当：古河市市民部環境課 環境政策係

古河市仁連 2065 番地

TEL 0280-76-1511 FAX 0280-76-1663

Mail kankyou@city.ibaraki-koga.lg.jp